

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化して社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成26年度新郷村一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、次のとおり社会保障施策に要する経費へ充当することになります。

《歳入》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	5,000 千円
《歳出》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	338,666 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

(単位:千円)

事業名		平成26年度 予算額 (経費)	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交 付金(社会保障 財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	75,888	48,506		700	615	26,067
	高齢者福祉事業	12,586	1,249		206	255	10,876
	児童福祉事業	103,522	59,026	3,000	7,002	790	33,704
	小 計	191,996	108,781	3,000	7,908	1,660	70,647
社会保険	介護保険事業(繰出金)	86,315				1,980	84,335
	国民健康保険事業(繰出金)	47,797				1,100	46,697
	小 計	134,112				3,080	131,032
保健衛生	疾病予防対策事業	7,027			225	155	6,647
	高齢者医療事業	5,531	763		220	105	4,443
	小 計	12,558	763		445	260	11,090
合 計		338,666	109,544	3,000	8,353	5,000	212,769